

高浜発電所の許認可案件に対する津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置変更許可処分の影響

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
1		①	1, 2	1, 2号機 SFP未臨界性評価手法の変更	2019.6.14	-	無	・本件申請に係る適合方針は、設置許可基準規則第54条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)における使用済燃料ピット内の中性子吸収体を追加で用いない領域管理運用に係る変更である。 ・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請書上の適合条文に関する内容は含まれない。 ・以上より、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無い。	有	本件申請書のうち「許可経緯」、「添付書類目次」等において、申請時点における最新の許可番号を反映、引用しており、今後の補正申請において津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分の実績を反映する必要があることから、事務的な補正申請が発生する。	設置許可補正申請	評価、審査への影響はなく、本件許可は警報なし津波の許可処分よりも後の許可見込みであり、許可番号の反映を、今後実施する補正のタイミングで行う。
2		①	1, 2, 3, 4	大火山の大山生竹テラ(DNP)噴出規模見直しに対する対応	2019.9.26	-	無	・本件申請に係る適合方針は、設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)における火山事象発生時における降下火災物に対する安全機能の喪失がないよう設計する変更である。 ・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請書上の適合条文に関する内容は含まれない。 ・以上より、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無い。	有	本件申請書のうち「許可経緯」、「添付書類目次」等において、申請時点における最新の許可番号を反映、引用しており、今後の補正申請において津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分の実績を反映する必要があることから、事務的な補正申請が発生する。	設置許可補正申請	評価、審査への影響はなく、本件許可は警報なし津波の許可処分よりも後の許可見込みであり、許可番号の反映を、今後実施する補正のタイミングで行う。
3		③	1, 2, 3, 4	地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る措置	2018/2/5	2019/7/31	無	・本件申請に係る適合方針は、設置許可基準規則第4条(地震による損傷の防止)および第15条(炉心等)における炉心内燃料集合体の被覆材が通常運転時、および異常な過渡変化時の荷重と地震力との組み合わせによる応答が、概ね弾性範囲に収まること等の変更である。 ・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請書には第4条が含まれるが、潮位観測システム(防護用)、潮位計に係る設計方針を示すものであり、本件申請においては炉心内燃料集合体の耐震設計に関するものであり、関連しない。 ・以上より、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無い。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて許可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
4	設置許可	③	1, 2, 3, 4	・廃樹脂処理装置の3,4号機との共用化(1, 2号機) ・災害制圧道路整備(1, 2, 3, 4号機)	2018.11.16	2019/7/31	無	・本件申請に係る適合方針は、設置許可基準規則第4条(耐震)、第7条(不慮な侵入防止)、第9条(内部火災)、第9条(内部溢水)、第10条(振動防止)、第12条(安全施設)、第13条(異常な過渡変化及び設計基準事故)、第27条(放射性廃棄物の処理施設)、第28条(廃棄物貯蔵施設)、第30条(放射線防護)における、既設の廃樹脂処理装置の共用化(1, 2号機)及び使用済樹脂移送装置等の新規設置、災害制圧道路整備による敷地の一部譲渡に伴う周辺監視区域の見直しに関する変更である。 ・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請書には第4条、第12条が含まれるが、これらは潮位観測システム(防護用)、潮位計に係る設計方針を示すものであり、本件申請においては廃樹脂移送のために新規設置した使用済樹脂移送装置等に係る設計方針を示すものであり、関連しない。 ・以上より、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無い。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて許可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
5		③	1, 2, 3, 4	所内常設直流電源設備(3系統目)設置、重大事故対応設備及び体制の一部変更	2019.6.14	2019/9/25	無	・本件申請に係る適合方針は、1, 2号機については、設置許可基準規則第38条(地盤)、第39条(耐震)、第40条(耐津波)、第41条(火災防護)、第43条(SA全般)、第57条(電源設備)における、所内常設直流電源設備(3系統目)設置及び送水車燃料の軽油から重油への変更である。また、3, 4号機については、第40条(耐津波)、第41条(火災防護)、第43条(SA設備)、第47条(RCPB低圧時冷却)、第49条(CV内冷却)、第50条(CV過圧破損防止)、第54条(SFP冷却)、第55条(放射性物質の拡散抑制)、第56条(水源)における、重大事故等時の炉心等への海水注水手段としての送水車導入等の変更である。 ・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請書には第40条が含まれるが、本件申請においては、1, 2号は所内常設直流電源設備(3系統目)を特設施設の建屋に設置すること、3, 4号は送水車の設置場所において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする設計方針を示すものであり、これは、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請で変更するものではない。 ・以上より、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無い。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて許可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
6		③	1, 2, 3, 4	有毒ガス防護対策に係る規制の新設を踏まえた変更	2019.2.8	2020/1/29	無	・本件申請に係る適合方針は、設置許可基準規則第26条(中央制御室等)、第34条(緊急時対策所)、第42条(緊急時制御室)における有毒ガス防護方針(有毒ガス影響の評価、防護具着用等)の変更である。 ・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請書には第26条が含まれるが、第1項第2号(原子炉施設外の状況を把握する設備)に係る設計方針を示すものであり、本件申請では本項目ではなく、第3項(中央制御室での異常対応操作)に係る設計方針を示しているため、関連しない。 ・以上より、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無い。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて許可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-

高浜発電所の許認可案件に対する津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置変更許可処分の影響

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
7		①	3, 4	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(MOX燃料)	2020.4.1	(審査中)	無	・2020年4月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等が改正され、令和2年4月1日付けで施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	本件は、従前の基準津波の条件にて申請しているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いこと、及び本件は11月中旬の認可を希望しており、遅くとも11月中旬に認可を取得する予定であることから、影響なし。	—	—
8		①	3, 4	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(海外ウラン燃料)	2020.4.30	(審査中)	無	・2020年4月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等が改正され、令和2年4月1日付けで施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	本件は、従前の基準津波の条件にて申請しているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いこと、及び本件は11月中旬の認可を希望しており、遅くとも11月中旬に認可を取得する予定であることから、影響なし。	—	—
9		①	1, 2	所内常設直流電源設備(3系統目)設置	2020.7.17	(審査中)	無	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第2項に規定される常設の直流電源設備及びその関連施設を設置する申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	有	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請内容に関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書について、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分後、速やかに補正申請する。 なお、本工事における変更は、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地内の工事であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分の影響を受けるものではない旨を追記する。	設工認補正申請	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の許可処分後、速やかに実施する。
10		①	1, 3	使用済樹脂処理対策に係る使用済樹脂移送容器等の導入の工認申請	2020.7.22	(審査中)	無	・高浜発電所第3号機及び第4号機において、原子炉の運転に伴い発生する放射性固体廃棄物のうち脱塩塔使用済樹脂を使用済樹脂貯蔵タンクで貯蔵することとしている。今後運転を継続することから、使用済樹脂が発生することとなる。高浜発電所第1号機及び第2号機で使用している廃樹脂処理装置及び廃樹脂貯蔵タンク他の共用化等を行い、使用済樹脂を廃樹脂処理装置にて処理、廃樹脂貯蔵タンクへの受入れを実施する申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	有	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請内容に関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書について、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分後、速やかに補正申請する。 なお、本工事における変更は、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地内の工事であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分の影響を受けるものではない旨を追記する。	設工認補正申請	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の許可処分後、速やかに実施する。
11		②	4	蒸気発生器細管補修工事(#23回検)	(2020.11予定)	(今後審査)	無	・蒸気発生器伝熱管の渦流探傷試験の結果、有意な信号指示が認められた場合に、蒸気発生器の伝熱管に対して、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施検を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	有	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請内容に関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書について、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分後、速やかに補正申請する。 なお、本工事における変更は、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地内の工事であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分の影響を受けるものではない旨を追記する。	設工認補正申請	SG施検工事は、工事開始時期が12月中旬となることから、12月初旬の届出を希望し、遅くとも12月10日には届出を希望し、遅くとも12月10日には届出が許可である。このため、許可処分時期と施検工事を開始する時期が近接した場合は、補正手続きを行うことにより、施検工事を開始する時期が遅れる可能性があるため、補正なく届出承了処分をいただきたい。
12	設工認	②	3, 4	中央制御室居住性評価への1~4号同時被災の反映他	(2020.11予定)	(今後審査)	無	・中央制御室の居住性を確保するための防護措置のうち、重大事故等時の居住性に係る被ばく評価については、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合の適合性を確保している。今回の設計及び工事の計画においては、1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合の重大事故等時の居住性に係る被ばく評価について、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	有	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請内容に関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書について、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分後、速やかに補正申請する。 なお、本工事における変更は、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地内の工事であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分の影響を受けるものではない旨を追記する。	設工認補正申請	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の許可処分後、速やかに実施する。
13		②	3, 4	火災感知設備増設工事	(2020.12予定)	(今後審査)	無	・平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の一部の改正に伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	有	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請内容に関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書について、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分後、速やかに補正申請する。 なお、本工事における変更は、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地内の工事であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分の影響を受けるものではない旨を追記する。	設工認補正申請	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の許可処分後、速やかに実施する。
14		③	3, 4	特定重大事故等対処施設設置	2017.4.26	2019.8.7	有	・平成24年6月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等の改正を踏まえ、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第51条の津波による損傷の防止などについて、評価の条件が変更となるため影響がある。	有	基本設計方針(浸水防護施設)及び添付資料(自然現象の説明書)などの修正が必要であるが、本修正に伴い、特重施設の設計変更は生じない。 特重施設については、現在実施中の使用前検査(申請済み)を既認可の内容に従って受検した上で、2020年12月上旬に供用開始予定であることから、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請は別途行うこととした。	設工認申請	「(参考)高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置変更許可処分を踏まえた設工認及び保安規定の対応」のNo.2参照
15		③	1, 2, 3, 4	地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能評価	2019.7.31	2019.8.19	無	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部が改正され、平成29年9月11日付けで施行されたことに伴い、地震時の燃料被覆材の閉じ込め機能の維持に係る要求が追加されたことから、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	(高浜1, 2号機):当該申請については、高浜1, 2号機の新規制対応工事計画の変更認可であり、今回、変更認可申請している津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る工事計画に、その内容は引き継がれており、すでに対応しているため当該工事計画に対する新たな手続きは発生しない。 (高浜3, 4号機):当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
16		③	4	格納容器サンプ水位伝送器修繕工事	2019.8.30	(届出)	無	・設備の機能維持を図るため、保守性向上の観点から、格納容器サンプ水位上昇率測定装置の検出器を差圧式水位検出器に取り替える申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
17		③	4	蒸気発生器細管補修工事(#22回検)	2019.11.15	(届出)	無	・蒸気発生器伝熱管の渦流探傷試験の結果、外面からの減肉とみられる有意な信号指示が認められた蒸気発生器の伝熱管3本に対して、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施検を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて届出しているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—

高浜発電所の許認可案件に対する津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置変更許可処分の影響

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
18		③	3	格納容器サンプ水位伝送器修繕工事	2019.11.26	(届出)	無	・設備の機能維持を図るため、保守性向上の観点から、格納容器サンプ水位上昇率測定装置の検出器を差圧式水位検出器に取り替える申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて届出しているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
19		③	1、2、3、4	原子力災害制御圧道路整備	2019.11.15	2020.1.24 (工事・検査なし)	無	・原子力災害制御圧道路等の整備に伴い、敷地の面積及び形状を変更することにより、周辺監視区域の外における実効線量の変更を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	(高浜1、2号機)：当該申請については、高浜1・2号機の新規制対応工事計画の変更認可であり、今回、変更認可申請している津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る工事計画に、その内容は引き継がれており、すでに対応しているため当該工事計画に対する新たな手続きは発生しない。 (高浜3、4号機)：当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
20		③	1、2	SA高度化(送水車燃料変更)	2019.10.3	2020.2.19	有	・高浜発電所第3号機及び第4号機において安全性向上の観点から、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備や原子炉注水設備等の消防ポンプを送水車に変更することを踏まえ、高浜発電所第1号機及び第2号機の送水車(予備1)について、1・2号機共用から1・2・3・4号機共用に見直すこと等の申請である。 ・技術基準規則第51条の津波による損傷の防止について、送水車の取水性評価の条件が変更となるため影響がある。なお、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	基本設計方針(浸水防護施設)の修正が必要であるが、本修正に伴い、送水車の設計変更は生じない。 したがって、現在進行中である使用前検査(申請済み)については既認可の内容に従って受検したい。 なお、本件に係る修正は、高浜1・2号機の新規制対応工事計画の変更認可であり、今回、変更認可申請している津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る工事計画に、その内容は引き継がれており、すでに対応しているため当該工事計画に対する新たな手続きは発生しない。	—	「(参考)高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置変更許可処分を踏まえた設工認及び保安規定の対応」のNo.1参照
21		③	3、4	SA高度化(送水車導入工事)	2019.10.3	2020.2.19	有	・使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備や原子炉注水設備等の消防ポンプについて、安全性向上の観点から送水車に変更すること等の申請である。 ・技術基準規則第51条の津波による損傷の防止について、送水車の取水性評価の条件が変更となるため影響がある。なお、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	有	基本設計方針(浸水防護施設)及び添付資料(自然現象の説明書)の修正が必要であるが、本修正に伴い、送水車の設計変更は生じない。 したがって、現在予定している使用前検査については既認可の内容に従って受検した上で、2020年10月16日に申請した津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る工事計画認可処分後に経緯変更届出等を実施したい。	設工認経緯変更届出等	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応を踏まえた本件の使用前検査完了に要する期間は、2021年2月上旬頃までと考えている。
22		③	1、2	特定重大事故等対処施設設置	2018.3.8	2020.2.20	有	・平成24年6月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等の改正を踏まえ、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第51条の津波による損傷の防止などについて、評価の条件が変更となるため影響がある。	有	高浜1、2号機の特定重大事故等対処施設は、別途設置期限(2021年6月9日)があることから、その設置期限を念頭に設定する。	設工認変更認可申請	「(参考)高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置変更許可処分を踏まえた設工認及び保安規定の対応」のNo.2参照
23	設工認	③	3、4	所内常設直流電源設備(3系統目)設置	2019.8.22	2020.3.5	無	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第2項に規定される常設の直流電源設備及びその関連施設を設置する申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
24		③	1、2	有毒ガス防護対策	2020.1.30	2020.3.30	無	・平成29年4月に有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正された。今回の工事の計画においては、技術基準規則等の改正を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、高浜1・2号機の新規制対応工事計画の変更認可であり、今回、変更認可申請している津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る工事計画に、その内容は引き継がれており、すでに対応しているため当該工事計画に対する新たな手続きは発生しない。	—	—
25		③	3、4	有毒ガス防護対策	2020.12.20	2020.3.30	無	・平成29年4月に有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正された。今回の工事の計画においては、技術基準規則等の改正を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
26		③	3、4	有毒ガス防護対策(特定重大事故等対処施設)	2020.1.30	2020.3.30	無	・平成29年4月に有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正された。今回の工事の計画においては、技術基準規則等の改正を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
27		③	3、4	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	2019.11.29	2020.7.9	無	・高エネルギーのアーク放電による非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の損傷の拡大を防止するために必要な措置を講じる申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
28		③	3	蒸気発生器細管補修工事(#24回定検)	2020.9.7	(届出)	無	・蒸気発生器伝熱管の渦流探傷試験の結果、外面からの減肉とみられる有意な信号指示が認められた蒸気発生器の伝熱管2本に対して、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施検を行う申請である。 ・技術基準規則第6条(第51条)の津波による損傷の防止、第38条第3項の原子炉制御室等の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて届出しているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—

高浜発電所の許認可案件に対する津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置変更許可処分の影響

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
29		②	1、2、3、4	精算線量測定装置(環境線量計)の設置	(2020.11予定)	-	無	津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更案文と関係しないため、影響はない。	無	今後申請予定であり、現時点で手続き上の影響はない。	-	-
30		③	1、2	給水所移設に伴う管理区域変更	2019.7.25	2019.9.24	無	・1、2号炉の給水所移設に伴い、管理区域の一部区域変更を行うため、保安規定添付4(管理区域図)の変更を実施したものである。 ・上記変更は、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所(第68条の2、第89条、添付2、添付3)と関係しないため、影響はない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響はないこと、新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請書に当該認可履歴及び認可内容を補正申請にて反映済みであることから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
31		③	3、4	先行プラント審査の反映等に係る変更	2019.10.8	2020.1.16	無	・先行プラント審査で追加又は変更が行われた規定内容の反映、運用の明確化等を実施したものである。 ・上記変更のうち、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所(第68条の2、第89条、添付2、添付3)と重複する箇所として、第89条及び添付2がある。 ・上記の変更内容のうち、第89条は表現、運用の明確化等の変更、添付2は水密扉の閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合に閉止操作を行う旨を追記する変更であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用等と直接関連しないため、影響はない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響はないこと、新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請書に当該認可履歴及び認可内容を補正申請にて反映済みであることから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
32		③	3、4	有毒ガス防護対策	2019.12.26	2020.3.30	無	・3、4号炉に係る中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護対策の反映を実施したものである。 ・上記変更のうち、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所(第68条の2、第89条、添付2、添付3)と重複する箇所として、添付2がある。 ・上記の変更内容(添付2)は3、4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備等について運用を追記する変更であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用等と直接関連しないため、影響はない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響はないこと、新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請書に当該認可履歴及び認可内容を補正申請にて反映済みであることから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
33	保安規定	③	1、2、3、4	新検査制度導入に伴う変更	2020.2.27	2020.5.26	無	・原子力規制における検査制度の見直しに伴い、改正及び制定された規則の反映を実施したものである。 ・上記変更のうち、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所(第68条の2、第89条、添付2、添付3)と重複する箇所として、第89条及び添付2がある。 ・上記の変更内容のうち、第89条は措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証することの追加、添付2は法令改正に伴う、「保守管理」から「施設管理」への記載の変更であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用等と直接関連しないため、影響はない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響はないこと、新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請書に当該認可履歴及び認可内容を補正申請にて反映済みであることから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
34		③	1、2、3、4	組織改正に伴う変更	2020.4.21	2020.6.19	無	・組織改正に伴う職務内容の変更に伴い、保安規定 第5条及び、第120条の2に職務内容の反映を実施したものである。 ・上記変更は、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所(第68条の2、第89条、添付2、添付3)と関係しないため、影響はない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響はないこと、新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請書に当該認可履歴及び認可内容を補正申請にて反映済みであることから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
35		③	1、2	1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体完了及び1、2号炉の給水所移設に伴う管理区域図の変更	2020.6.26	2020.9.24	無	・1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体並びに1、2号炉の給水所移設に伴い、管理区域の一部区域変更を行うため、保安規定添付4(管理区域図)の変更を実施したものである。 ・上記変更は、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所(第68条の2、第89条、添付2、添付3)と関係しないため、影響はない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響はないこと、新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請書に当該認可履歴及び認可内容を補正申請にて反映済みであることから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-
36		③	3、4	3、4号炉特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更	2020.4.17	2020.10.7	無	・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置(蓄電池(3系統目)の設置、特重施設要員の有毒ガス防護を含む)に伴う運用の変更等を実施したものである。 ・上記変更のうち、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所(第68条の2、第89条、添付2、添付3)と重複する箇所として、保安規定 第89条及び添付2、3がある。 ・上記の変更内容のうち、第89条は蓄電池(3系統目)の予防保全に係る作業の追加、添付2は基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮し、施設管理、点検に係る教育及び運用を追加する変更、添付3は特定重大事故等対処施設の設置に伴う教育訓練、手順等の追加の変更であり、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る運用等と直接関連しないため、影響はない。	無	当該申請については、従前の基準津波の条件にて認可処分されているが、左記のとおり津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る申請許可処分による影響はないこと、新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請書に当該認可履歴及び認可内容を補正申請にて反映済みであることから、事務的な申請手続きは発生しない。	-	-

(参考)高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置変更許可処分を踏まえた設工認及び保安規定の対応

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	手続き上の影響有無	影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	対応に必要な期間
1		①	1、2、3、4	津波警報等が発表されない可能性のある津波を踏まえた耐津波設計変更(DB/SA)	2020.10.16	-	有	津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応に係る設計変更が必要。	-	-	本件にかかる認可対応、対策工事ならびに使用前事業者検査の完了には、2021年1月末頃まで要すると考えている。
2	設工認	②	1、2、3、4	津波警報等が発表されない可能性のある津波を踏まえた耐津波設計変更(ES)	(1,2号:2021.1予定) (3,4号:2020.11予定)	-	有	津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応に係る設計変更が必要。	-	-	(高浜1,2号機):高浜1,2号機の特定重大事故等対応施設は、別途設置期限(2021年6月9日)があることから、その設置期限を念頭に対応する。 (高浜3,4号機):津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応を踏まえた本件に係る認可対応及び使用前事業者検査完了までに要する期間は、2021年1月末頃までと考えている。
3	保安規定	①	1、2(3、4)	新規制基準適合に係る申請	2019.7.31	-	有	津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応に係る運転上の制限等の設定や運用事項の追加が必要のため、10/16に補正申請を実施。	-	-	本件にかかる認可対応の完了には、2021年12月末頃まで要すると考えている。